

山口県の暮らしやすさに関する調査業務に係る公募型プロポーザル応募要項

1 目的

本要項は、山口県の暮らしやすさに関する調査業務について、プロポーザル方式により契約業者を決定するにあたり、その手続について必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

山口県の暮らしやすさに関する調査業務

(2) 業務内容

別添「山口県の暮らしやすさに関する調査業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和6年9月30日まで

(4) 履行場所

首都圏、広島県及び福岡県

(5) 予算限度額

2,651,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに規定する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和4年山口県告示第179号）に基づく資格審査において、「調査・分析（統計調査を除く。）」又は「統計調査」について業務の委託の特A又はAの等級に格付けされている者であること。

※この手続の開始後に、3（3）に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和6年5月9日（木）午後5時までに山口県会計管理局会計課（電話083-933-3915）に申請書を提出すること。

(4) この手続の開始の日から令和6年5月21日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

4 参加表明書の提出

この手続に参加を希望する者は、参加表明書（別記様式1）を提出すること。

(1) 提出方法

郵送、FAX又は電子メールによること。なお、FAX又は電子メールで提出する場合は、送信後、必ず電話で受信の確認を行うこと。

(2) 提出先

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号
山口県総合企画部広報広聴課広報推進班
TEL：083-933-2566
FAX：083-933-2598
E-mail：a11000@pref.yamaguchi.lg.jp

(3) 提出期限

令和6年5月13日（月）午後5時まで（必着）

(4) その他

この手続きの開始後に、3（3）に掲げる資格審査の申請をする場合は、その旨明記すること。

5 企画提案書作成に係る質疑応答

(1) 質問方法

質問については、質問書（別記様式2）の提出により行うものとし、郵送、FAX又は電子メールによること。なお、FAX又は電子メールで提出する場合は、送信後、必ず電話で受信の確認を行うこと。

(2) 提出先

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号
山口県総合企画部広報広聴課広報推進班
TEL：083-933-2566
FAX：083-933-2598
E-mail：a11000@pref.yamaguchi.lg.jp

(3) 質問期限

令和6年5月13日（月）午後5時まで（必着）

(4) 回答方法

令和6年5月15日（水）までに、個別の質問の場合を除き、参加表明書を提出した全ての者に対して、電子メールにより回答する。
なお、回答の内容は、本要項、仕様書を追記又は修正したものとして取り扱う。

6 応募書類の提出

(1) 応募書類

別紙1のとおり

(2) 体裁

A4サイズ（A3サイズを折りたたんでA4サイズにすることも可）で、両面印刷とすること。
なお、印刷の向き（縦、横）、文字列の方向（縦書き、横書き）の指定はない。

(3) 提出方法

郵送により提出すること。

(4) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

(5) 提出先

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号
山口県総合企画部広報広聴課広報推進班

(6) 提出期限

令和5年5月21日(火)午後5時まで(必着)

(7) その他

- ① 提案は、1業者につき1提案とする。
- ② 提出期限後の応募書類の追加、修正等は認めない。

7 審査

(1) 審査方法

暮らしやすさ調査業務審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、プレゼンテーションを実施した上で、最優秀提案者を決定する。

(2) プレゼンテーションの実施

Web会議方式により実施する(Web会議システムは、マイクロソフト社のMicrosoft Teamsを使用する予定)

- ① 日時 令和6年5月24日(金)(予定)(詳細は別途通知)
- ② 時間 1業者当たり30分程度(説明20分以内、質疑応答10分程度)
- ③ 準備物 企画提案者側のWeb会議に必要な機材(パソコン、カメラ、マイク等)及びインターネット通信環境については、企画提案者において用意すること。
また、担当者と調整の上、事前に接続テストを実施すること。
- ④ その他 企画提案者が1者の場合もプレゼンテーションを実施し、審査委員会による審査を行う。
なお、プレゼンテーションは企画提案書に沿った内容とし、追加での提案説明は認めない。

(3) 審査基準

別紙2のとおり

(4) 最優秀提案者の決定

審査委員会委員が、応募書類の内容について、プレゼンテーションを踏まえて審査基準に基づき採点し、最も合計点の高かった者を最優秀提案者とする。

なお、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。

8 審査の結果

審査の結果は、プレゼンテーションに参加した全ての企画提案者に対して、後日文書により通知する。

9 最優秀提案者との契約

(1) 契約の締結

最優秀提案者から見積書を徴し、委託内容を協議の上、契約を締結する。

なお、協議が不調なときは、7(4)の順位付けの結果が上位の者から順に契約締結の協議を行う。

(2) 契約書作成の要否
要

1 0 失格事項

以下のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が期限までにされなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 本要項に違反すると認められ場合
- (5) その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

1 1 その他

- (1) 企画提案書の作成、その他企画提案に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 本要項に基づき提出された書類は返却しない。
- (3) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

1 2 問い合わせ先

山口県総合企画部広報広聴課広報推進班

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

TEL : 083-933-2566

FAX : 083-933-2598

E-mail : a11000@pref.yamaguchi.lg.jp

山口県の暮らしやすさに関する調査業務に係る公募型プロポーザル 応募書類

1 企画提案書

本要項及び仕様書に沿って、実施方法を具体的に記載してください。

なお、次の項目については必ず記載してください。

(1) 設問の修正等

- 設問の修正案（県外在住の若者や子育て世代が求める暮らしに対するニーズや意識等を把握するために必要な修正案）を提案し、当該修正が必要な理由・根拠を示すこと。
- 回答方式及び選択肢の修正案（設問の修正案と同様、県外在住の若者や子育て世代が求める暮らしに対するニーズや意識等を把握するために必要な修正案）を提案し、当該修正が必要な理由・根拠を示すこと。

(2) Web 調査

- 調査対象者の総数（当該総数とした理由・根拠を含む）
- 調査対象者の内訳（年代・性別ごとの都県別人数）及び各セル（「東京都在住・20代・男性」等）の人数の割り当て方法*（当該割り当てとした理由・根拠を含む）
※すべて100で割り当て、世代やエリアの人口構成比で割り当て 等

(3) 集計・分析

- 想定する集計・分析方法

(4) スケジュール

- 設問の修正等から集計・分析までの想定スケジュール

2 会社概要

所在地や資本金、主な事業内容、従業員数など会社の概要が分かるもの（パンフレットの使用可）

3 参考見積書

- (1) 当業務に係る所要経費を全て含めて、予算限度額以内で見積書を作成してください（消費税及び地方消費税を含む）。
- (2) 見積りの根拠となった所要経費の明細を明示してください。

山口県の暮らしやすさに関する調査業務に係る公募型プロポーザル 審査基準

評価項目	評価のポイント	配点
全体的事項	<ul style="list-style-type: none"> ○仕様書を的確に踏まえた、具体的な提案になっているか。 ○業務の実施スケジュールは計画的かつ実現可能なものか。 ○本業務に類似した業務の実績がある等、確実に業務を遂行できる体制か。 	10点
設問の修正等	<ul style="list-style-type: none"> ○県外在住の若者や子育て世代が求める暮らしに対するニーズや意識等を把握できる設問・回答方式・選択肢などが明確に示され、当該設問・回答方式・選択肢を設定する理由（「Web調査の設問・選択肢（案）」を修正する理由・根拠）に説得力があるか。 	20点
Web 調査	<ul style="list-style-type: none"> ○調査対象者の総数が明確に示され、当該総数とする理由・根拠に説得力があるか。 ○調査対象者の内訳及び各セルの人数の割り当て方法が明確に示され、当該内訳及び割り当て方法とする理由・根拠に説得力があるか。 	10点
集計・分析	<ul style="list-style-type: none"> ○本業務の目的達成のために必要な集計・分析方法が具体的に示されているか。 	10点
合 計		50点